

## 館林市感震ブレーカー等設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカー等を新たに購入し、その居住する住宅に設置する者に補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー等」とは、一定以上の地震の揺れを感知した場合に電力供給を遮断し、火災を防ぐ機器で、分電盤タイプ、簡易タイプ又はコンセントタイプのものをいう。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、感震ブレーカー等を新たに購入し、その居住する住宅に設置した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅を市内に所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している者
- (2) 市税及び国民健康保険税の滞納をしていない者

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者が自ら居住するために住宅を市内に新築し、又は購入した場合であって、当該者が第9条の規定による実績報告の際、前項の要件を満たすときは、補助の対象者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる感震ブレーカー等の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものの購入及び設置に要した費用とする。

- (1) 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付き住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの
- (2) 簡易タイプ又はコンセントタイプ 感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、次の各号に掲

げる感震ブレーカー等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 分電盤タイプ 30,000円
- (2) 簡易タイプ 3,000円
- (3) コンセントタイプ 1基につき7,000円

(交付回数)

第6条 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、コンセントタイプに係る補助金に限り、1世帯につき通算4万円を超えない範囲において補助金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館林市感震ブレーカー等設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 設置しようとする感震ブレーカー等の概要が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、当該申請を審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに館林市感震ブレーカー等設置費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、感震ブレーカー等の設置が完了したときは、直ちに館林市感震ブレーカー等設置費補助金実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカー等の設置に要した費用の領収書の写し
- (2) 感震ブレーカー等の設置前及び設置後の写真
- (3) 補助金支払請求書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、感震ブレーカー等の設置の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補

助金を交付すべきと認めるときは、補助金の額を確定し、館林市感震ブレイカー等設置費補助金額確定通知書（別記様式第5号）により、当該報告書の提出者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日告示第23号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第69号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

館林市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

館林市感震ブレーカー等設置費補助金交付申請書

感震ブレーカー等設置費補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請に伴い申請者及び世帯員の住民基本台帳並びに市税及び国民健康保険税の納付状況について調査することを了承します。

1 型式	_____
2 価格（1基当たり）	_____ 円
3 設置予定基数	_____ 基
4 交付申請額	_____ 円
5 購入予定先	_____

(添付書類)

- 1 設置しようとする感震ブレーカー等の概要が分かる書類
- 2 その他参考となる書類

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

館林市長

館林市感震ブレーカー等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった感震ブレーカー等設置費補助金について、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

感震ブレーカー等の設置予定額	金	円
補助金の交付決定額	金	円
備考		

年 月 日

館林市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

館林市感震ブレーカー等設置費補助金実績報告書

感震ブレーカー等の設置が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 型式	_____
2 価格（1基当たり）	_____ 円
3 設置基数	_____ 基
4 交付申請額	_____ 円
5 購入先	_____

（添付書類）

- 1 感震ブレーカー等の設置に要した経費の領収書
- 2 感震ブレーカー等の設置前と設置後の写真
- 3 補助金支払請求書（別記様式第4号）
- 4 その他参考となる書類

年 月 日

館林市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

補助金支払請求書

感震ブレーカー等設置費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込金融機関口座等

金融機関名	銀 行	本 店
	信用金庫	支 店
	農 協	支 所
	労働金庫	出張所
預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

館林市長

館林市感震ブレーカー等設置費補助金額確定通知書

年 月 日付で報告のあった感震ブレーカー等設置費補助金について、補助金額を確定しましたので通知します。

感震ブレーカー等の設置金額	金	円
補助金の交付確定額	金	円
備	考	